

口腔内細菌カウンタ

NP-BCM01-A

2024年6月 診療報酬改定版

口腔内の衛生状態を

約1分 で簡単に検査



付属品

- ・定圧検体採取器具 —— 1個
- ・電源コード —— 1個
- ・ACアダプター —— 1個

標準価格：450,000円(税別)
販売名：口腔内細菌カウンタ NP-BCM01-A
一般的名称：微生物定量分析装置
届出番号：13B1X10381001003(一般 特管)
製造販売元：パナソニック株式会社
電話番号：0120-878-857

【別売品】専用消耗品 100回分 (N-DP05)



測定溶液入カップ (100個入) センサーチップ (100個入) 滅菌綿棒 (105本入)

標準価格：29,800円(税別)
販売名：医科用綿棒 N-DP05
一般的名称：医科用捲綿子
届出番号：13B1X10381001004(一般)
製造販売元：パナソニック株式会社
電話番号：0120-878-857



使用方法
動画はこちら



特長 1

2つの検査で使える!

保険適用

■ 算定可能な検査と保険点数

| | | |
|---|---------------------|--------------|
| 1 | 口腔バイオフィルム 感染症の検査 | 保険点数 130点 |
| 2 | 口腔機能低下症 の検査 | 保険点数 65点 |

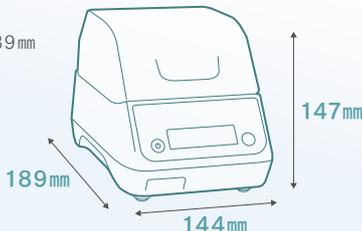
算定要件詳細は裏面へ

特長 2

コンパクトサイズで
訪問歯科診療の場でも活躍!

機器本体寸法：
W144mm×H147mm×D189mm

機器重量
約1.3kg



特長 3

検査も簡単! 特別なノウハウ不要!

測定結果は わかりやすい7段階

フェイスマーク表示と測定数値のダブル表示

フェイスマーク表示部とレベル表示

| | | | | | | | |
|--------|---------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|-------|------|
| 少ない ← | | | | | | | → 多い |
| レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | レベル 4 | レベル 5 | レベル 6 | レベル 7 | |
| | | | | | | | |
| 10万個未満 | 10万~ 100万個 未満 | 100万~ 316万個 未満 | 316万~ 1000万個 未満 | 1000万~ 3160万個 未満 | 3160万~ 1億個 未満 | 1億個以上 | |

口腔バイオフィーム感染症の検査

口腔細菌定量検査1: **130点**



算定要件

- 舌の表面を擦過し採取されたもの または 舌の下部から採取された唾液を検体として、口腔細菌定量分析装置を用いて細菌数を定量的に測定することをいい、月2回に限り算定
- 1月以内に口腔細菌定量検査を算定する検査を**2回以上**行った場合は、第2回目以後の検査については**所定点数の100分の50に相当**する点数により算定
※1回目 → **130点** 2回目 → **65点** (130点の100分の50)
- 歯周病検査 または 歯周病部分的再評価検査を算定した月は、別に算定できない。

口腔細菌定量検査1の対象

- イ.在宅において療養を行っている患者
- ロ.イ又はハ以外の患者であって、入院中のもの
- ハ.歯科診療特別対応加算のイ、ロ若しくはニ、ホの状態の患者

- イ:脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない
- ロ:知的発達障害等により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない
- ニ:日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族等の援助を必要とする
- ホ:人工呼吸器を使用している状態又は器官切開等を行っており歯科治療に際して管理が必要

口腔バイオフィーム感染症の診断基準

1 舌下部の唾液をサンプルとして用いる場合

3.16×10⁶CFU以上

(レベル4以上)の場合

口腔バイオフィーム感染症と診断。

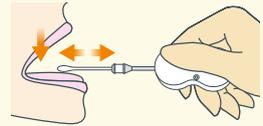


2 舌上部の表面からサンプルを採取する方法を用いた場合

1.00×10⁷CFU以上

(レベル5以上)の場合

口腔バイオフィーム感染症と診断。



口腔バイオフィーム感染症患者と診断された場合

口腔バイオフィーム除去処置 **110点(月2回まで)**

当該患者に対して、歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、口腔バイオフィームの除去を行った場合に算定。当該処置を行うに当たっては、関係学会より示されている「口腔バイオフィーム感染症に関する基本的な考え方」(令和6年3月日本歯科医学会)をご参考ください。

※口腔バイオフィーム除去処置を算定した月において、歯周病処置、歯周基本治療、歯周病安定期治療、歯周病重症化予防治療、歯肉期等専門の口腔衛生処置、回復期等専門の口腔衛生処置、在宅療養患者専門の口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置、非経口摂取患者口腔粘膜処置は別に算定できない。

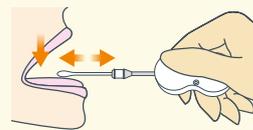
口腔機能低下症の検査 (口腔衛生状態不良の検査)

口腔細菌定量検査2: **65点** (3ヶ月に1回)

口腔機能低下症診断における7項目の精密検査のうち「口腔衛生状態不良」の検査で使用可能。

歯の喪失や加齢等により口腔機能の低下を来している患者に対して口腔細菌定量検査を行った場合(口腔細菌定量検査1を算定した場合を除く。)に、3ヶ月に1回に限り算定

診断基準



舌上部の表面から検体を採取
基準値: **3.162×10⁶CFU/mL**
(レベル4)以上

※仕様および外観は製品改良等のため予告なく変更することがあります。あらかじめご了承ください。

価格は2024年6月現在。消費税は含まれておりません。

禁無断転載

●お問い合わせ先

株式会社 **ヨシダ** 東京都台東区上野7-6-9

コンタクトセンター: 0800-170-5541 <https://www.yoshida-dental.co.jp>

●製造販売業者

パナソニック株式会社

●取扱店



(01)02747937019962

C02427/2024年6月/500/PRI/@20/改